

命 令 書

申立人 満江紅労働組合

被申立人 Y₁

被申立人 Y₂

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人満江紅労働組合（以下「組合」という。）は、申立外株式会社満江紅（以下「満江紅」または「会社」という。同社は後記のとおり、昭和58年7月解散し、現在清算中。）の従業員によって結成された労働組合であり、その組合員数は、本件申立て当時（昭和58年10月）3名であったが、現在2名である。
- (2) 被申立人Y₁（以下「Y₁」という。）は、弁護士で、満江紅の元監査役である。
- (3) 被申立人Y₂（以下「Y₂」という。）は、後記申立外日本景德鎮株式会社の代表取締役で、満江紅の元監査役である。

2 Y₁、Y₂両名の満江紅監査役就任の経緯と同社における役割

- (1) 満江紅は、45年5月25日東京都千代田区神保町三丁目17番地に、中国関係の図書・定期行物の出版・販売を主たる業とする株式会社として設立され、その代表取締役にB₁（以下「B₁社長」という。）が就任した。
- (2) Y₁は、中国に知人も多いことなどから、上記満江紅の設立手続きに携わるとともに設立された同社の監査役を引き受けた。しかし、Y₁は、後記会社倒産までの間、同社設立直後に一度だけ会計報告の監査役欄に押印したことがある程度でそれ以外は、同社の登記手続きを担当するに止まった。そして、同人は、同社から報酬を得ることもなく、50年頃以降は、出社したこともなかった。
- (3) Y₂は、42年11月設立された陶磁器・美術工芸品等の輸入、国内販売を業とする東京都港区赤坂四丁目1番29号所在の申立外日本景德鎮株式会社（日中国交回復前からの中国との友好商社、以下「日本景德鎮」という。）の代表取締役であるが、中国通の同人の父を通じて満江紅のB₁社長と知り合いとなった関係で、B₁社長に懇願され、53年11月満江紅の監査役を引き受けた。しかし、Y₂は、後記会社倒産までの間、同社の決算書などを現実に見たことがなく、また同社から報酬を得たことも、同社に出社したこともなかった。もっとも同人は、B₁社長に請われて、同社に融資することはあった。

3 組合結成後における満江紅と組合との労使関係

- (1) 53年当時、中国関係図書の輸入が減少するなど満江紅の経営が思わしくなく、従業員

に対する賃金が遅配するなどの状況が生じた。

このようななかで、53年6月26日、会社従業員（当時5名）による組合が結成され、組合は会社にその旨通告するとともに、同日午前9時から午後1時まで残業手当等についての団体交渉を行った。しかし、その後会社が組合に対し、団体交渉は就業時間外の午後5時以降に行うことなどを提案したところ、組合はこれに反対し会社に滞留しつづけ、団体交渉は10日間行われなかった。その間、会社がこの滞留をとらえて組合員の賃金カットをしたことなどからトラブルが生じ、組合は同年7月7日以降無期限ストライキに突入した。

- (2) 53年7月から9月にかけて、B₁社長と組合員との間にたびたび暴力を伴うトラブルが生じた。しかしその間、会社が、当委員会に団体交渉促進の斡旋を申請し、同年7月29日当委員会立会いでB₁社長出席のもとに団体交渉が行われた結果、従来のもつれを是正し、今後円滑な労使関係を形成する旨の協定が会社と組合との間で締結されるに至り、ストライキも解除された。

ところが、B₁社長が同年10月17日組合員A₁に対し、暴力行為について謝罪しないことを理由に解雇通告したことから労使関係が再び悪化した。なお、この頃、前記のようにY₂は会社の監査役に就任している。

- (3) 同年12月11日、組合が10月分残業手当および11月分の賃金未払いに抗議しストライキに入ったところ、会社は組合に対しストライキ中の会社社屋への立ち入りを禁止する旨通告した。これに対し組合は、会社のこの措置は違法なロックアウトであるとして、翌54年2月7日、当委員会にロックアウトの撤回・団体交渉応諾等を求める不当労働行為の救済申立て（都労委昭和54年不第9号事件）を行った。さらに会社は、54年6月30日、組合員A₁（以下「A₁」という。）、A₂（以下「A₂」という。）の両名に対し、53年秋以降の紛争により会社経営が破綻に陥っていることおよび両名が紛争中の暴力行為について謝罪しないことを理由に解雇通告を行った。これに対し組合は、54年10月27日、当委員会にA₁、A₂両名の解雇撤回等を求める不当労働行為の救済申立て（都労委昭和54年不第117号事件）を行った。

4 会社再建等に関する会社と組合との団体交渉の経過

- (1) 55年6月27日、満江紅のB₁社長は、同社の取締役で経理担当のB₁社長の妻U、債権者のH、MおよびY₂を集め、協議した結果、赤字累積のため、事業継続を断念することを決めた。これにより、会社は事実上倒産した。ちなみに、会社の赤字は、53年6月組合が結成されてから約1か月後は約1,000万円、同年12月頃は約3,000万円、上記倒産の頃は約7,000万円に達していた。

- (2) 満江紅倒産後の55年9月4日の夕方、組合員とその支援グループ10数名が、ゼッケンをつけてY₂の妻Cの経営する申立外株式会社景德鎮飯店（東京都港区赤坂所在の中華料理店、以下「景德鎮飯店」という。）に赴き、スピーカーで「(A₁らは)この飯店で首になった」などといい、解雇撤回等の団体交渉の開催を要求した。このためY₂の妻Cが、たまりかねてY₁（55年9月30日満江紅の監査役を辞任＜登記は58年8月1日＞）に相談をもちかけたところ、Y₁は、Y₂（これより先の55年6月1日満江紅の監査役を辞任＜登記は55年7月11日＞）を自分の法律事務所に招き、Y₂に対し、組合と会わなければ組合が景德鎮飯店に押しかけるなどトラブルがつづき店が潰れてしまう危険もあ

るので、同人が組合員らと会った方がいいと勧めた。なお、組合員らは、同年10月にも上記同様、景德鎮飯店に押しかけた。

他方、前記不当労働行為救済申立事件に関連して、組合は、その間の同年9月19日、29日および10月9日、当委員会立会いでB₁社長出席のもとにA₁らの解雇、会社倒産等に関する団体交渉を行ったが、「今次倒産は組合潰しを目的にした計画的な倒産である」と主張し、赤字倒産だとする会社の説明に承服しなかった。

- (3) 同年11月17日、Y₂自らが、前記Y₁の勧めもあって、自己の経営する日本景德鎮で組合と会い話し合いを行った。その際組合は、Y₂が争議を知っているながら会社監査役に就任し、他の者と共に会社倒産を決めたとし、同人に争議責任者として解決に当たるよう要求した。これに対しY₂は、争議は知っていたが、自分は会社に金と名前を貸したのみであると答える一方、B₁社長とともに争議解決に当たっていかねばならないなどといった。
- (4) 同年12月24日、再び当委員会立会いでB₁社長出席のもとに団体交渉が行われ、Y₂は初めてこの交渉に同席した。席上B₁社長は、組合が争議解決に向けて要求している解雇撤回・会社再建・争議責任等（以下「会社再建等」という。）に関する団体交渉には、会社の取締役であるB₁自らが当たり、同社の経営者でないY₂らの関与は認めない旨発言した。しかしB₁社長は、Y₂らの説得もあって、今後Y₂が組合と上記に関する団体交渉を行うことを認めた。
- (5) 組合との団体交渉権限を与えられたY₂は、同年12月30日から翌56年4月3日までの間5回、組合との間で会社再建等に関する団体交渉を行った。
- (6) ところが56年4月15日B₁社長は、組合との間で行われた会社再建等に関する団体交渉のなかで、「解雇については組合が謝罪しない限り撤回しない。会社再建は無理で、その意思もない。今後の団体交渉は都労委立会いで行い、自主的な団体交渉はしない。争議の解決は一括して都労委で行う」旨等発言するとともに、爾後、Y₂が組合と上記に関する団体交渉を行うことは認めない旨発言した。同席していたY₂は、この自主的な団体交渉を継続して争議の解決を図るようB₁社長に勧めたが、同社長が頑強にこれを拒否したため、同日以降は会社と組合との団体交渉は行われなくなった。

しかし、以後、これとは別に、会社としての団体交渉を行う権限を認められなくなったY₂が中心となり、組合と交渉を行うようになった。

5 会社再建等に関するY₂と組合との交渉経過

- (1) 56年7月6日の交渉で、Y₂は、組合の要求する会社再建に関する具体案は未だ検討していないが、会社再建には真剣に取り組むようB₁社長を説得する旨告げた。

次いで、同年7月23日の交渉で、Y₂（Y₁も同席）は、組合に対して、前記組合員A、A₁およびA₂3名の解雇は不当であり撤回すべきであると考えている旨、および満江紅役員とその関係者は争議解決のため誠意をもって努力する旨の「確認書」にY₁と連名で署名捺印した。

- (2) そして、56年12月18日から翌57年6月8日までの間、Y₂（Y₁もほとんど同席）は、組合と会社再建等に関する交渉を再三行い、会社再建案として、同人の経営している前記日本景德鎮のなかに陶磁器部門のほか新たに書籍部門を設ける案と単独に書店を設ける案を提示するなどしたが、資金繰り等の関係でこれらの案の年内実現を危ぶむ意向を

示すようになった。

(3) 57年6月10日に行われた交渉で、Y₂ (Y₁も同席) は、年内に会社再建することを目途に、1か月ぐらいの間に前記両案を練りあげるとともに①小売書店として年内再開を目指すべく努力することおよび②同年7月27日開催予定の交渉で、会社再建の具体案を提示することなどを述べ、この内容を6月10日付の「議事録」という形で同月18日、Y₁と連名で署名捺印した。

(4) ところが、57年7月27日の交渉でY₂ (Y₁も同席) は、上記「議事録」にいう会社再建の具体案を提示せず、小売書店として年内再開することは無理である旨述べるとともに、「(組合と) 何も約束できない」「会社再建の目途も立たない」などと述べた。これに対して組合は、このような回答は上記「議事録」に反するとして、Y₂らに抗議し退席した。

(5) そして、57年8月11日以降、組合はY₂ (時にはY₁) に対し、文書ないし口頭で再三会社再建等に関する団体交渉開催を申入れ、同年11月10日には、Y₂との間で予備折衝をもったが、その際もY₂は、組合の要求する会社再建は困難であり、書店の再開はしないとの態度を示した。

その後も組合は、再三再四上記と同旨の団体交渉開催を申入れたが、Y₂およびY₁はこれを拒否しつづけた。

(6) 58年10月7日、組合は当委員会に、Y₂・Y₁の両名を被申立人とする上記団体交渉応諾を求める本件救済申立てを行った。

なお、満江紅は58年7月18日解散し、同年8月1日その登記を了し、現在清算中であるが、B₁社長を清算人とする同社は、本件の被申立人となっていない。

第2 判 断

1 当事者の主張

(1) 申立人の主張

① Y₁は、形式的には会社の監査役で法律顧問的な存在にすぎなかったようにみえるが、実質的には会社経営陣の重要なメンバーとして会社経営に深く係わっており、しかも前記のように本件会社再建等に関する団体交渉にも関与しているのであるから、使用者として、本件団体交渉に応ずべきである。

また、Y₂は、会社の監査役に就任する以前から会社の経営に深く係わっており、本件争議を承知のうえで監査役に就任したもので、形式的には監査役であっても実質的には、会社立て直しのため、同社の経営者の一人として迎えられたものである。しかも、同人は本件会社再建等に関する団体交渉で一方の当事者としての役割を果たしているのであるから、使用者として、本件団体交渉に応ずべきである。

② しかるに、Y₂は、前記のとおり、組合と約束した年内書店再開の会社再建案を57年7月27日の団体交渉で提示すると同年6月10日付「議事録」に反し、当日の交渉で、何ら具体案を示さず、ただ会社再建は困難であるなどの無責任な主張を繰り返し、しかもその後組合の申入れた再三再四に亘る会社再建等に関する団体交渉開催の申入れについて、依然として同様の態度をとりつづけて正当な理由なく団体交渉を拒否している。このことは、上記交渉に出席したY₁についても同様である。

(2) 被申立人らの主張

Y₂は、満江紅の元監査役であったが、同社の経営そのものには何ら関与しておらず、Y₁の場合も同様である。そしてY₂が会社再建等に関する組合との交渉に当たるようになったのは、前記のように、組合がY₂の妻Cの経営している景德鎮飯店に押しかけ、そのため店が潰れるやもしれぬ危険を避けたいとの一念によるものである。前記56年7月23日付「確認書」や57年6月10日付「議事録」は、その努力の証にすぎず、かかる書面が存在することを捉えて、もともと組合員に対して使用者の関係にないY₂が本件団体交渉事件におけるいわゆる労働組合法上の使用者としての責任を負うべきである、とする申立人の主張は失当である（なお、上記「議事録」の内容は単に会社再建の考え方を述べ、その努力をすることを認めたものにすぎず、具体的な約束をしたものではない。）。このことは同交渉に同席したY₁についても無論同様である。

2 当委員会の判断

- (1) 本件会社再建等をめぐる団体交渉における労働組合法上の「使用者」とは、申立人組合の組合員らを雇用していたB₁社長（現在、清算人）を代表者とする株式会社満江紅そのものであると解するのほかない。したがって、申立人組合の組合員らとの間に直接にも間接にも雇用関係のない被申立人Y₂、Y₁の両名は、いずれも本件団体交渉の相手たる「使用者」ではないと判断せざるを得ない。

もともと、Y₂は、会社倒産後、B₁社長と組合との会社再建等に関する団体交渉に同席しており、またその後の55年12月30日から翌56年4月3日までの間は、満江紅のB₁社長から団体交渉の権限を与えられて、同人自らが組合と団体交渉を行っていたことは事実であるが、この場合のY₂の立場は、前者については会社側のいわばオブザーバーとしてのそれであるとみるのが相当であり、また、後者については、会社側のいわゆる交渉担当者にとすぎず、同人が組合員らとの関係でいかなる意味でも労働組合法上の「使用者」たる主体的地位に立つものでないことはいうまでもない。

- (2) 申立人組合は、Y₂、Y₁の両名が満江紅の経営に深い係わりをもっていたとして、この点から、本件団体交渉における「使用者」たり得る旨主張する。しかし、Y₂、Y₁両名の場合、両名が満江紅に対しいわゆる親子会社関係における親会社のように同社の経営を事実上支配・管理して、その労働関係に対しても支配力を及ぼしていたとか、あるいは、両名が倒産した満江紅の企業を個人的に取得承継し、事業主としてその労働関係に立ち入るに至ったとかいうような特段の事実も認められないから、両名がいかなる意味でも本件団体交渉申入れに必ず「使用者」たる地位に立つものとはみられない。

- (3) また、Y₂が、56年7月以降約1年間本件団体交渉の主題たる会社再建等の問題について、組合と交渉した事実は認められるが、前段認定のとおり、56年4月15日以降は、Y₂はB₁社長から会社と組合間の会社再建等に関する交渉に関与することを差し止められるに至ったのであって、ひっきょうするに上記交渉は、Y₂が同人の妻Cの経営する景德鎮飯店の営業に累の及ぶことを回避したいとの動機（第1、4(2)前段）から、会社とは無関係に個人的に行った話し合いでしかない（同席したY₁の立場は、このY₂による個人的話し合いのオブザーバーとみるのが相当。）と認められるのであって、このことから、Y₂、Y₁らの使用者性を引き出すに由ない。

第3 法律上の根拠

以上の次第であるから、被申立人Y₁および同Y₂が、申立人組合の申入れた会社再建等に

関する団体交渉に応じなかったことは労働組合法第7条第2号に該当しない。よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和62年5月12日

東京都地方労働委員会
会長 古 山 宏